

本年度も全国労働衛生週間の準備期間中に、下記のとおり、川崎北労働基準行政関係団体協議会主催の地区推進大会が開催されます。

令和元年度全国労働衛生週間川崎北地区推進大会

日 時：令和元年 9 月 5 日（木）13 時 00 分～16 時 05 分

開催場所：川崎市高津市民館 12 階 大ホール

所在地：川崎市高津区溝口 1 丁目 4 番 1 号 ノクティ 2

* 参加の申込・お問合せにつきましては、（公社）神奈川労務安全衛生協会川崎北支部（電話 044-850-8621）までお願いします。

令和 元年 8 月 1 日

事業者 殿

川崎北労働基準監督署長

「令和元年度全国労働衛生週間川崎北地区推進大会」の開催について（参加勧奨）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから労働基準行政の推進に御協力と御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間につきましては、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 70 回目になります。

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえて、厚生労働省においては、改正労働安全衛生法（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に取り組むこととしています。

労働衛生対策の徹底を図るためには、労働衛生活動の推進、効果的な労働衛生対策の実施及び労使が一致協力して、組織的、計画的かつ継続的に職場の労働衛生管理活動を推進するという基本的かつ重要事項に加え、労働衛生管理に対しての新たな視点、創意工夫、そして惜しまぬ努力が必要

です。

このため、この労働衛生週間を契機に事業場における労働衛生意識の高揚と労働衛生活動の定着を図っていただきたいと思います。

令和元年度の全国労働衛生週間については、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

のスローガンのもと、9月1日～30日を準備期間、10月1日～7日を本週間として全国一斉に実施されます。

本年度も全国労働衛生週間の準備期間中に、別添の御案内のとおり、川崎北労働基準行政関係団体協議会主催の地区推進大会が開催されます。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、労働衛生に係る取り組みの趣旨を御理解いただき、貴殿及び各現場責任者等安全衛生に携わる方が多数参加されますよう勧奨いたします。